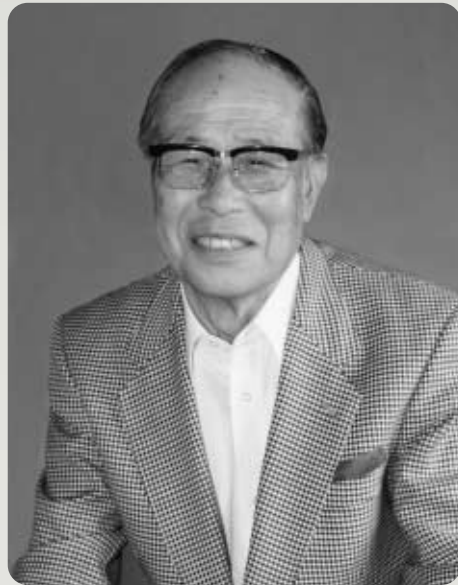


この道、一筋に

平成18年春の叙勲で、本町の湊五郎さん（境田町・81）が、地方自治功勞として旭日双光章に輝きました。長年にわたり地域社会の振興に尽くしてきたその功績に、光が当てられました。

叙勲

旭日双光章



ごろう 湊五郎さん
（境田町・81歳）
〈地方自治功勞〉

「予期していないことで、とてもありがたいことです。これ以上光栄なことはありません。今まで支えてくれた方々に感謝したい」と笑みを

浮かべる湊五郎さん。昭和四十二年、地域住民に推されて町議会議員に初当選。以来、平成十五年までの通算八期三十二年間にわたり、地方自治の振興のた

スポーツの振興に尽力

め尽力しました。この間、建設常任委員長や総務常任委員長のほか、町自衛隊協力会会長などの要職を歴任。特に、昭和三十年から現在に至るまで、町野球協会会長を務めるほか、下関伊南部野球協会会長や県野球協会副会長を歴任するなど、スポーツの普及と青少年の健全育成に努めてきました。

「当時は、野球をするときには小中学校のグラウンドを借りていたので、一般町民が気軽に使える野球場を整備したいの思いで強く訴えました。スポーツに関して皆さんがあまりにも無関心であり、とても苦労しました」と振り返ります。

スポーツ・レクリエーションの日常化を唱え、議員活動を通

じた取り組みが実り、山田体育館、健康増進センターをはじめ、平成二年にはラグビー・サッカー場や野球場、テニスコートなどを備えた総合運動公園の完成にこぎつけました。

これらの功績が認められ、全国町村議会議長会会長表彰、県体育協会功勞賞、町勢功勞者表彰などを受けています。

「私も年をとって体がついてきませんが、図らずも今回、名誉ある叙勲を頂き、一生懸命に生きろ」との激励を受けたように感じます。健康でなければ長生きもできませんし、何もできません。スポーツは体力づくりの基本です。丈夫な体をつくれ、ばいアイデアも生まれ、町の発展にもつながります」と健康増進を訴えます。



生活管理指導員派遣事業で、指導員から日常生活の支援・指導を受ける利用者

計画にひとこと



阿部タヨさん
（大浦・82歳）

心身の健康づくりが大切

つえがなければ歩くことはできませんが、自分の身の回りのことは自分で行い、手伝い程度に畑仕事をしています。今のところ介護サービスは受けていませんが、いつかは必要とするさきかかると思います。各種介護

サービスは整っていますが、何よりも介護を必要とする状態にならないことが大切ですね。

楽しみにしている老人クラブの会合や、かかさず参加している「お座敷広場」などを通じて心身の健康づくりに励み、人生まだまだこれからという気持ちで毎日を過ごしていきたいです。

地域支援事業のご利用を

町では、おおむね65歳以上の一人暮らしの方や要介護者が、これ以上状態が悪化しないようにするため、介護予防・生活支援事業により各種サービスの提供を行っています。主な事業は下記のとおりです。

希望する方は、申請手続きを行ってください。申請を受理した後、担当者が実態調査に家庭を訪問します。

◆第1次申請期限 6月15日

◆申請先・問い合わせ 役場保健福祉課高齢者福祉担当（☎82-3111内線164、170）へどうぞ。

事業名	内容	所得条件	費用負担額
生活管理指導員派遣事業	基本的な生活習慣の欠如や対人関係の不成立といった社会適応が困難な高齢者に対し、生活管理指導員を派遣し、日常生活の支援・指導を行い、要介護状態への進行を予防します。	なし	1時間未満150円。30分増すごとに70円加算（手数料免除制度あり）
配食サービス	日常炊事に著しく困難をきたしている一人暮らし高齢者などに対し、毎週1回夕食時に自宅を訪問し、栄養のバランスのとれたお弁当を届け、利用者の安否確認を行います。	なし	材料費と調理代を含めて1食500円（免除制度あり）
在宅ねたきり老人等おむつサービス事業	在宅の寝たきり、痴呆性高齢者および重度障害者の健康保持、介護者の日常生活負担軽減を図るため、おむつサービスを行います。 ・おむつカバー…年2枚 ・紙おむつ…年360枚以内	対象者世帯の前年分の町民税が非課税または均等割のみ課税であること	なし
介護予防事業（さわやか健康教室）	自立可能な一人暮らし男性高齢者などに対し、健康チェックや生活相談、料理講習会等を毎月1回実施します。	なし	なし
生きがい活動通所事業（お座敷広場）	各地区の集会所において、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、心のリフレッシュと楽しいひとときを過ごしてもらうため、手作りの昼食と血圧測定、健康講話、ゲームなどを行います。地区ごとに案内通知があります。	なし	昼食材料費300円
緊急通報体制等整備事業	病弱な一人暮らし高齢者などに緊急事態が発生した時に、簡単な操作により、迅速な通報体制を確立するため、緊急通報装置の設置を行います。	なし	生計中心者の前年所得税課税年額により利用者負担あり
寝具洗濯消毒サービス事業	寝たきり高齢者などの心身の健康保持および家族の身体的・精神的負担軽減を図るため、寝具の衛生管理を行います（年2回実施）。	対象者世帯の前年分の町民税が非課税または均等割のみ課税であること	1回の利用につき200円
訪問理美容サービス事業	老衰、心身の障害などで理・美容所に出向くことが困難な在宅高齢者に対して理・美容師を派遣し、清潔感の保持支援を行います。	なし	理・美容料金は、利用者負担
高齢者日常生活用具給付事業	一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具（電磁調理器、火災報知機、自動消火器）の給付を行います。	なし	生計中心者の前年所得税課税年額により利用者負担あり
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	要介護高齢者および重度身体障害者が、在宅で自立した生活ができるよう住宅改善（浴室、トイレ、段差解消など）に必要な経費に対して予算の範囲内で助成を行います。	所得制限がありますので、お問い合わせください。	助成額以外は、自己負担

※「見守りネットワーク事業」については、4月15日号広報に掲載済みです。

みんなで計画に取り組みよう

誰もがやがては迎える高齢期。すべてのお年寄りが住み慣れた町で老後を安心して生活していくためには、自らの健康維持とともに介護サービスをはじめとする高齢者福祉施策の充実が不可欠です。そして各種団体や企業などの協力のもと、地域の皆さん一人一人の助け合いと支え合いの心が大切。この町に住んでよかったと思える町をつくり上げるため、計画の実現に向けてみんなで取り組みましょう。

介護保険料が月額3,596円に

介護保険の負担の在り方・制度運営の見直しにより、介護保険料段階は低所得者に配慮するため、これまで所得範囲が広がった第二段階を細分化し、合計所得金額と課税年金収入の合計金額が年額八十万円以下の方は「新第二段階」とし、それ以外を「新第三段階」とする五段階制から六段階制に変更しました。

第一号被保険者の介護保険料の基準月額額は、二千九百八十三円から三千五百九十六円に改定されました。